

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 5 月 27 日

金 曜 日

第 4060 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 2
- 土地改良区の定款変更の認可
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 4
- 新規土地改良事業施行の認可

内水面漁場管理委員会指示

- あゆ採捕禁止期間の延長 5

公 告

- 土地改良区の役員の就退任
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 11

正 誤

- 平成28年 5 月 9 日付け第4052号富山県告示第 235号 14

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			

訪問看護ステーション なないろ	富山市新庄町 3丁目14番18号	精神通院医療		平成28年5月1日
--------------------	---------------------	--------	--	-----------

富山県告示第254号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
瑠璃光薬局 向新庄店	富山市向新庄町2-3-13	精神通院医療		平成28年4月1日

富山県告示第255号

土地改良区の定款変更の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年5月16日認可した。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第256号

土地改良区の定款変更の認可について

魚津市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月16日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第257号

土地改良区の定款変更の認可について

呉羽射水山ろく用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月16日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第258号

土地改良区の定款変更の認可について

大山大庄土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月16日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第259号

土地改良区の定款変更の認可について

立山町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 4 月19日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第260号

土地改良区の定款変更の認可について

舟橋村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月18日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第261号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月13日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第262号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

杉原土地改良区から申請のあった定款変更及び滅鬼地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成28年 5 月16日認可した。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第263号

新規土地改良事業施行の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった下新田地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法

第10条第1項の規定により、平成28年5月16日認可した。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第4号

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

平成28年5月27日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容となっている漁場区域を除く。	平成28年6月16日午前0時から 午前5時まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

熊野土地改良区の役員であった次の者が平成28年3月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	若 松 隆 雄	富山市江本 95番地
同	西 野 寛	同 上熊野 2177番地
同	栗 山 務	同 石田 1976番地
同	高 橋 博	同 杉瀬 555番地
同	村 下 武	同 下熊野 514番地
同	長 森 治 雄	同 森田 1770番地
同	高 田 重 雄	同 牧田 136番地
監 事	村 上 博	同 月岡新 302番地
同	向 川 登志雄	同 安養寺 84番地 1
同	岡 崎 秀 壽	同 島田 7番地

土地改良区の役員の就任

熊野土地改良区の役員に次の者が平成28年 3 月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	向 川 登志雄	富山市安養寺 84番地 1
同	村 下 武	同 下熊野 514番地
同	長 森 治 雄	同 森田 1770番地
同	高 田 重 雄	同 牧田 136番地
同	若 林 義 博	同 林崎 1093番地
同	高 安 邦 夫	同 南金屋 425番地
同	古 田 嘉 昭	同 上熊野 2441番地 2
監 事	高 橋 博	同 杉瀬 555番地

同	岡 崎 秀 壽	同	島 田	7 番 地
同	犬 島 満 寿 雄	同	経 力	87 番 地

土地改良区の役員の退任

久婦須川土地改良区の役員であった次の者が平成28年2月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	江 尻 一 雄	富山市八尾町小長谷 2931番地

土地改良区の役員の就任

久婦須川土地改良区の役員に次の者が平成28年3月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 永 栄 一	富山市八尾町小長谷 3117番地

土地改良区の役員の就任

小矢部川上流用水土地改良区役員に次の者が平成28年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	水 上 三 則	南砺市竹林 717番地

土地改良区の役員の退任

愛本新用水土地改良区の役員であった次の者が平成28年4月7日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	愛 場 正 利	下新川郡入善町舟見 1751番地
同	中 山 助 憲	黒部市宇奈月町愛本新 637番地
同	梨 木 正 秀	下新川郡入善町舟見 1861番地
同	立 崎 達 彦	黒部市宇奈月町明日 980番地
同	内 橋 秀 雄	同 同 中ノ口 626番地 3
同	小 森 幸 久	下新川郡入善町舟見 782番地
同	高 村 正 春	同 同 舟見 2424番地
同	松 倉 一 夫	黒部市宇奈月町明日 337番地
同	吉 田 正	下新川郡入善町舟見 1147番地 2
監 事	小 森 米 二	黒部市宇奈月町愛本新 403番地
同	小 森 九仁夫	下新川郡入善町舟見 793番地
同	徳 道 幸 一	黒部市宇奈月町明日 847番地
同	高 邑 欣 市	下新川郡入善町舟見 1577番地

土地改良区の役員の就任

愛本新用水土地改良区の役員に次の者が平成28年4月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	愛 場 正 利	下新川郡入善町舟見 1751番地
同	中 山 助 憲	黒部市宇奈月町愛本新 637番地
同	立 崎 達 彦	黒部市宇奈月町明日 980番地
同	小 森 幸 久	下新川郡入善町舟見 782番地
同	松 倉 一 夫	黒部市宇奈月町明日 337番地
同	萱 原 正 夫	下新川郡入善町舟見 1618番地
同	小 森 英 夫	同 同 舟見 43番地
同	橋 場 構 一	黒部市宇奈月町中ノ口 627番地3
同	三 賀 隆 弘	下新川郡入善町舟見 1526番地
同	内 呂 明	黒部市宇奈月町愛本新 346番地
監 事	角 本 勉	同 同 愛本新 894番地
同	舟 本 勇	下新川郡入善町舟見 1592番地
同	殿 村 康 彦	同 同 舟見 1884番地2
同	山 本 勝 彦	黒部市宇奈月町明日 860番地

土地改良区の役員の退任

富山市蝸川土地改良区の役員であった次の者が平成28年4月5日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 柴 武 洋	富山市布市 221番地
同	上 田 勉	同 上袋 330番地
同	吉 田 昭	同 黒崎 250番地

同	上 島 一 郎	同	赤田 635番地
同	吉 田 幸 一	同	二俣 295番地
同	山 崎 幸 信	同	小杉 671番地
同	照 田 清 光	同	黒崎 272番地
同	田 中 幹 夫	同	黒瀬 539番地 5
同	吉 岡 平 信	同	蝸川 21番地
同	森 野 政 雄	同	八日町87番地
同	赤 江 正 雄	同	小杉 50番地
監 事	塩 苺 進 一	同	赤田 495番地
同	永 森 清 範	同	小杉 698番地 1
同	堀 井 忠 昭	同	布市 338番地
同	桑 名 幸 一	同	黒瀬 451番地

土地改良区の役員の就任

富山市蝸川土地改良区の役員に次の者が平成28年4月6日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 柴 武 洋	富山市布市 221番地
同	上 田 勉	同 上袋 330番地 1
同	田 中 幹 夫	同 黒瀬 539番地 5
同	田 中 平 伸	同 赤田 412番地
同	西 本 信 政	同 小杉 610番地 1
同	吉 田 精 彰	同 黒崎 326番地
同	北 野 勉	同 蝸川 267番地 1
同	藤 田 博 良	同 八日町78番地
監 事	吉 田 幸 一	同 二俣 295番地

同 永 森 清 範 同 小杉 698番地 1
同 布 村 茂 同 布市 261番地

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成28年 5 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

富山県情報通信網仮想基盤サーバ（サービス提供方式） 一式

(2) 調達業務の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 調達期間

契約締結の日から平成34年 1 月 31 日まで

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に記載されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするサービスの仕様が、入札

説明書に示した機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部情報政策課電子県庁推進班

電話 076-444-3117（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年5月27日から同年6月22日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月2日 午前11時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成28年7月6日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年7月15日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に

立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、調達業務に要する一切の経費とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Toyama Prefectural Government Virtual Infrastructure Server (provided by a virtual method of service) , one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on July 6, 2016
- (3) Contact point for notification:
Information Policy Division
Management & Administration Department
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama-ken
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3117

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成28年5月9日付け第4052号富山県告示第 235号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について」表中

誤

訪問看護ステーション わか木	高岡市木津 436 番地7	育成医療、更生医療	訪問看護	平成28年5月1日
----------------	---------------	-----------	------	-----------

正

訪問看護ステーション わか木	高岡市波岡61番地1	育成医療、更生医療	訪問看護	平成28年5月1日
----------------	------------	-----------	------	-----------

